

第二種特定鳥獣管理計画
第5期徳島県イノシシ適正管理計画
(案)

令和 年 月
徳 島 県

目 次

| | | |
|------|--------------------|-----------|
| 1 | 管理すべき鳥獣の種類 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 1 |
| 3 | 管理が行われるべき区域 | 1 |
| (1) | 対象区域 | 1 |
| (2) | 地域区分 | 1 |
| 4 | 計画策定の目的 | 1 |
| 5 | これまでの取組とその評価 | 2 |
| (1) | これまでの取組 | 2 |
| (2) | 現状 | 2 |
| (3) | 前期計画の評価 | 3 |
| 6 | 管理の基本的な考え方 | 3 |
| (1) | 順応的管理の推進 | 3 |
| (2) | 年度別事業実施計画の策定と推進 | 3 |
| 7 | 管理の目標 | 4 |
| 8 | 目標達成のための具体的な方策 | 4 |
| (1) | 個体群管理 | 4 |
| (2) | 被害防除対策 | 5 |
| (3) | 生息地管理 | 6 |
| 9 | その他の事項 | 6 |
| (1) | モニタリング調査の実施と分析 | 6 |
| (2) | ワーキング会議の設置 | 6 |
| (3) | ユニット単位の連絡・協議 | 7 |
| (4) | 狩猟者の確保と捕獲技能の継承 | 7 |
| (5) | 将来を見据えた個体数管理の体制の検討 | 7 |
| (6) | 捕獲効率を高める捕獲手法等の研究 | 7 |
| (7) | 資源としての有効利用 | 7 |
| (8) | 市街地出没への適正な対応策 | 7 |
| (9) | 錯誤捕獲への対応 | 8 |
| (10) | 感染症への対応 | 8 |
| (11) | 県民参加による生息・出没状況等の把握 | 8 |
| (12) | 関係機関との連携強化 | 8 |
| | 【附属資料】 | 10 |
| (1) | 徳島県イノシシ管理対策の経緯 | 10 |
| (2) | 現状 | 10 |

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

ただし、計画の期間内であっても生息状況や社会状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行うなど順応的な管理計画とする。

3 管理が行われるべき区域

(1) 対象区域

徳島県全域

(2) 地域区分

イノシシの被害状況や生息状況が地域によって異なる中で、地域の実情に効果的な対策を実施するとともに、市町村をはじめとした行政区間間の情報の共有と連携を推進するために、複数の市町村や県民局で分けした管理ユニットを設定する。

- 東部ユニット …… 東部農林水産局管内
- 南部ユニット …… 南部総合県民局管内
- 西部ユニット …… 西部総合県民局管内



図1 管理ユニット区分

4 計画策定の目的

- 農作物被害の軽減
- 生活環境被害と人身被害の解消
- 地域個体群の安定的な維持

5 これまでの取組とその評価

(1) これまでの取組

イノシシの分布がほぼ県下全域に拡大するとともに、中山間地域を中心に農作物への被害が増加し、その結果、農家の生産意欲の低下を招くなど経営に深刻な打撃を与えている。このような状況のなか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づき、イノシシによる農作物被害の軽減及びイノシシと人との長期的な調和を図ることを目的として、平成 17 年度に第 1 期、平成 19 年度に第 2 期、平成 24 年度に第 3 期の「徳島県イノシシ保護管理計画」を策定し、様々な対策を実施してきた。また、改正された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、著しい被害を及ぼす鳥獣の管理の強化等を目的として、第二種特定鳥獣管理計画「第 4 期徳島県イノシシ適正管理計画」を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等さらなる対策を進めている。

前期計画に基づき、捕獲の推進、耕作地への侵入防止柵の設置、適切な防除方法の普及等に加え、モニタリング調査や関係機関との連携強化等を進めてきた。

(2) 現状

ア 分布状況

環境省が実施した自然環境保全基礎調査等の結果から、本県では、イノシシの生息区画率は昭和 53 年と比較して、平成 15 年には 22%増、令和 2 年には 35.8%増となり、令和 2 年度ほぼ県下全域の 98.5%で生息が確認されている。

イ 生息状況

イノシシの生息状況を表す指標の一つである目撃効率（SPUE:狩猟者による目撃数）や捕獲数等を元に、階層ベイズモデルを用いて推定されたイノシシの個体数は表 1 の通りである。

密度指標の推移から個体数は横ばいで推移している可能性が高く、適切な生息密度に減少させるには、モニタリングに基づく継続的な捕獲の推進が必要である。

表 1 イノシシの生息状況

| 項目 | 観測・推定値 |
|------------------|--------------------------|
| 目撃効率 | 0.28 |
| 推定自然増加率（90%信用区間） | 1.67（1.38～1.95） |
| 推定個体数（90%信用区間） | 14,603 頭（9,876～24,704 頭） |

ウ 被害状況

イノシシによる農作物被害は、平成 27 年度をピークに減少しており、近年は横ばいで推移しているものの 3,000 万円を超える被害金額となっている（附属資料表 3）。

近年の野生鳥獣による農作物被害のうち、被害額全体の約 40%はイノシシによる被害である。農作物別では、野菜と水稻の被害が多く全体の 7 割以上を占めている（附属資料図 4）。

また、農作物被害の発生地域では、平成 27 年度と比較して令和 2 年度は、徳島、鳴門藍住、阿南、美波の各農業支援センター管内の被害が減少しているものの、吉野川、美波、三好では明確な減少傾向は見られない（附属資料図 5）。

エ 捕獲状況

徳島県における捕獲数は、平成12年頃までは年2,000頭程度で推移していたが、平成13年度以降は増加傾向を示し、狩猟期を延長した平成17年度以降は毎年4,000頭を超え、平成27年度は約8,000頭を超えている。平成29年度から令和2年度の間は横ばいで推移している（附属資料図6）。

(3) 前期計画の評価

「第4期徳島県イノシシ適正管理計画」では、当面の目標として生息数を5,000頭として、捕獲の目標を設定しそれに向けた取り組みを推進してきた。また、合わせて、農作物被害を軽減させるために、侵入防止柵の設置や集落単位での被害対策、イノシシを寄せ付けない環境整備を進めている。その成果として、近年の農業被害は平成27年度をよりも低い金額となっている。

一方で、農作物被害は依然として、高い状態を推移しており、農作物被害軽減のための更なる施策の展開が必要となっている。また、人身被害のリスクもあることから、被害解消を目的とした管理目標の設定と、モニタリングに基づく継続的な捕獲等の推進を講じていく必要がある。

6 管理の基本的な考え方

(1) 順応的管理の推進

捕獲数やモニタリングデータに基づいた生息状況や被害状況、対策状況の評価を行い、その結果を元にした対策方針を検討する順応的な管理を推進していく。

(2) 年度別事業実施計画の策定と推進

第5期計画における管理目標を達成するために、毎年、モニタリングデータと捕獲数に基づいた階層ベイズモデルによる個体数推定を行い、複数の捕獲計画に沿った個体数の将来予測を行うことにより、目標の捕獲数を設定する。さらには、被害の発生状況に応じて、柵の設置等の対策方針についても設定する。これらの方針を示した「年度別事業実施計画」を策定して推進する。

【第二種特定鳥獣管理計画】
被害軽減と個体群管理の両面から許容できる被害水準の目標値を設定



【年度別事業実施計画】
被害対策や生息状況により指標の将来予測 年間捕獲目標の設定と達成のための具体的方策

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 管理が行われるべき区域
- 5 生息動向及び捕獲並びに被害の状況
- 6 個体数推定と管理の目標
 - 6-1 捕獲目標値
 - 6-2 被害防除の目標値
- 7 目標達成のための施策（数の調整に関すること）
- 8 目標達成のための施策（生息地の管理と被害防除対策に関すること）

7 管理の目標

- 農業被害程度が深刻または大きい集落の割合を減少傾向にする
(第5期計画では、農業被害程度が深刻または大きい集落の割合を15%以下とする)
- 人身被害ゼロの達成と継続
- 長期的に存続可能な生息数の維持

※農業被害程度は、農業集落の代表者に対して農業被害の程度をアンケートによって調査した結果を使用する。

8 目標達成のための具体的な方策

(1) 個体群管理

モニタリングデータから推定した生息密度と農業被害程度との関係から、農業被害を軽減するために個体数管理も有効であることが示されているため、管理目標である農業被害程度15%以下を目指して密度管理を進める。なお、効果的に被害を軽減させるために、後述する農地での防護柵の設置と維持管理などの被害対策を基本として、出没場所を絞り込み加害個体を捕獲するなど、総合的な個体群管理を推進する。

ア 管理方針の考え方

生息密度と農業被害との関係から、現状として生息密度が低い地域で農業被害が「深刻」または「大きい」集落の割合が低い傾向にあり、管理目標である農業被害が深刻または大きい集落を減らすために、本計画では生息密度を3頭/km²(約10,000頭)以下を目ざす。

ただし、生息密度が低い集落でも被害が大きい集落が見られ密度管理だけでは管理目標である農業被害が深刻または大きい集落の割合15%以下を達成できないこと、また、農業被害だけを見ると被害対策を確実にを行うことで被害の軽減が見込めることから、防護柵設置等の被害対策と合わせて総合的な対策を推進する。

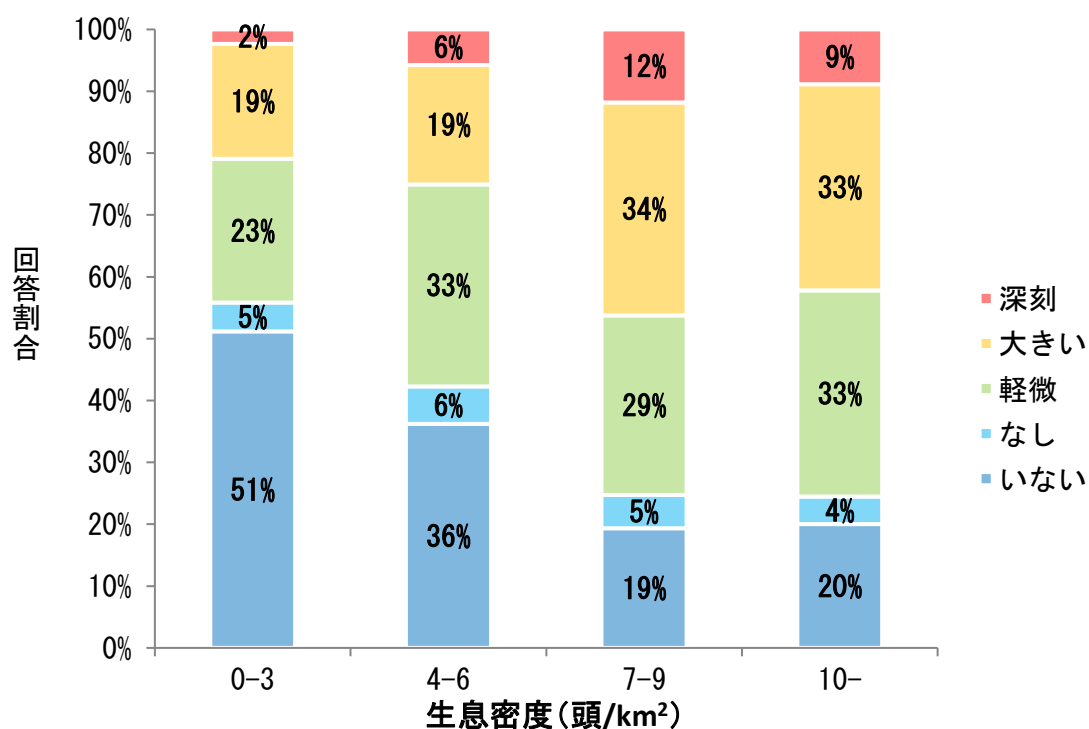


図2 農業被害程度とイノシシの生息密度との関係

イ 目標達成に向けた方策

- 狩猟期間の延長
狩猟期間を延長する。延長の期間は、年度別事業実施計画において決定する。
- 禁止猟法の一部解除
禁止猟法の一部解除として、輪の直径が 12 cm を超えるくくりわなによる狩猟を認める（ただし、ツキノワグマの生息地域である剣山山系国定公園地域等を除く）。また、生息域が重複するカモシカなど保護動物の錯誤捕獲を未然に防止するために、わな設置者に対し生息情報の提供や見回りの周知を図るとともに、錯誤捕獲が発生した場合は、速やかな放獣やその体制の整備について関係機関との連携に努める。
- 適切な有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣被害防止計画に基づいた鳥獣被害対策実施隊の結成を進めるとともに、効果的に被害を軽減させるために、被害の発生状況に応じて捕獲場所を設定し、農地への出没する個体の捕獲を推進する。なお、被害発生状況については、農業集落アンケートによる情報収集をはじめ、より詳細な被害情報を収集する仕組みの導入を検討する。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
管理捕獲を行うべき地域の中でも生息状況、被害発生状況を踏まえ、個体数管理を特に強化する必要があると認める地域において、法第 14 条の 2 の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。当該事業を実施する場合は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業計画書を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業内容等を定めるものとする。また、鳥獣保護区内において保護すべき鳥獣を明らかにして、増えすぎたイノシシ個体数を減少させるため、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した捕獲を実施する。
- 被害の甚大な区域における重点・広域捕獲
徳島県で体系的に収集するモニタリング調査や農業従事者に対するアンケート調査等をもとに、県下において特にイノシシの被害の甚大な地域を特定し、重点捕獲を推進する。
また、イノシシが広範囲で移動し被害を発生させている場合は、関係機関や隣接県と連携しながら広域捕獲を推進する。
農業や生活被害を与えている個体を特定し、確実に捕獲するために、捕獲檻（おり）やワナなど、設置や移動が比較的容易な捕獲技術の普及や捕獲技術の向上に努める。

(2) 被害防除対策

管理目標である農業被害程度 15%以下を達成するために、密度管理と合わせて、被害対策やそれ関わる地域での取組を推進する。

ア 管理方針の考え方

イノシシによる農作物被害を軽減するためには、捕獲圧を高め目標捕獲数を確保するだけでなく、耕作地等に防護柵等を設置し、侵入を防ぐ対策が重要であり効果的である。一方、生活被害に関しては、近年、里山と連続する市街地付近における生活被害が発生しており、イノシシの出没危険度を把握するとともに、誘引しないための住民の意識醸成も重要である。

イ 目標達成に向けた方策

- 農業被害
引き続き電気柵や防護柵等の被害防除施設の整備を積極的に推進するとともに、集落単位等による被害防除体制の構築に努める。
また、効果的な被害防除対策を推進するためには、集落単位で効率的に防護する防護柵の設置を進めるとともに、設置した柵の維持管理の重要性やイノシシを集落へ引き寄せない集

落環境改善などの普及に努めるとともに、集落に対するアンケート調査を継続的に実施し、被害の発生状況や対策の状況の把握に努めるものとする。なお、効果的な獣害対策を継続的に実施できる体制を構築するために、住民や地域が主体的に獣害対策に取り組み、それを行政が支援する仕組みづくりを進める。

- 生活被害

イノシシの都市部への出没の危険度を把握するための調査を実施するとともに、関係行政機関と地域住民が連携した餌づけ防止や生ゴミの適正処理などイノシシを誘引しない生活被害防止対策や安全対策の普及啓発を行う。併せて人身被害における緊急時の対応を支援する。

(3) 生息地管理

管理目標である農業被害程度 15%以下、人身被害発生ゼロの継続を達成するために、密度管理や被害対策と合わせて環境整備に関わる取組を推進する。

ア 管理方針の考え方

ジビエが注目される中、イノシシ個体群の地域資源としての安定的な維持と人の生活圏に寄せ付けないための環境づくりを進める。

イ 目標達成に向けた方策

- 多様な森づくり

鳥獣保護区等の指定により生息環境の保護・保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりと竹林の整備など、山間地の環境の改善や生物多様性の確保に努め、イノシシが生息できる環境を整えることにより、人の生活圏とイノシシの生息地域との棲み分けを図る必要がある。

- 寄せ付けない環境整備

多くの被害が発生する中山間地域においては、耕作放棄地や耕作地周辺の里山や竹林の管理不足がイノシシの餌場や隠れ家としての場所を提供していると考えられることから、集落が一体となってこれら被害発生要因の除去及び被害発生時期に合った管理ができるよう啓発や支援を行う。

9 その他の事項

(1) モニタリング調査の実施と分析

今後、徳島県で体系的に実施されてきたモニタリング調査（捕獲数、目撃効率）や農業被害状況（農業被害、出没、防護対策等）の把握や集落へのアンケート調査を継続して実施するとともに、痕跡密度調査など新たな調査の実施を検討する。また、出没情報については、集落へのアンケート調査に加えて、住民からの通報の頻度について、市町村及び警察から情報を収集する。

なお、モニタリング調査によって得られたデータをもとに階層ベイズ法を用いた個体数推定や将来予測を行うなど、必要な分析を行う。また、ユニット単位での現状把握を進めるために、個体数はユニット単位での推定を検討する。

(2) ワーキング会議の設置

モニタリング調査によって得られた分析結果を科学的に評価するワーキング会議を設ける。ワーキングチームは、専門家及び行政官により構成し、総合的に分析・評価された結果を基に、年間実施計画を策定する。

(3) ユニット単位の連絡・協議

各ユニット内でのイノシシの生息状況、被害状況、捕獲実施計画および捕獲状況に関する事項を共有することを目的に、年に2~3回実施する。また県は、市町村をまたぐ広域での対策の推進について市町村から要望がある場合、管理ユニット単位のユニット会議を都度開催し、広域連携に係る連絡・協議を行う。

ユニット会議は、県鳥獣対策・ふるさと創造課・県民局・市町村・専門家等で構成する。

(4) 狩猟者の確保と捕獲技能の継承

個体数管理を着実に実行していくためには、捕獲の担い手である狩猟者の確保は不可欠である。特に、近年は、農作物被害対策のため、わな猟の登録数が増える一方で、第一種銃猟登録者が減少している。また、狩猟者の高齢化も進んでいると同時に、ベテラン狩猟者から若年層への技術伝承も十分に進んでおらず、近い将来狩猟者の大幅な減少と捕獲技術の急速な低下により、捕獲による個体数管理が図れなくなる事態が起こりかねない状況にある。

県では、引き続き一般県民を対象に狩猟の魅力や社会的役割を理解してもらう講座の開催や啓発活動に努めるとともに、免許取得を目指す方々のニーズに応じた初心者技能講習や狩猟免許試験の受験機会を設けるよう努め、新規狩猟免許所持者確保に向けた取り組みを継続するものとする。また、狩猟免許を取得しても実際には狩猟を行わない「ペーパーハンター」が若年層を中心に約3割存在することから、狩猟免許取得後も「銃猟」と「わな猟」、それぞれに特性に応じた技能講習や講座を行うとともに、実際の捕獲（猟）に繋（つな）がる機会を創出し、狩猟者の育成に努めていく。

さらに、大学生や新規就農者、林業者などを対象に鳥獣に関する知識や技術に関する研修会を実施して、技能向上及び将来的な地域の狩猟者育成に取り組むとともに、自衛隊OBも野生鳥獣管理の担い手として活躍できる体制の整備を図る。

(5) 将来を見据えた個体数管理の体制の検討

前項に記載のとおり、現状の体制のままでは近い将来、捕獲による個体数管理が困難になることが予想されることから、これを解決するための新たな体制整備について、計画期間中に検討を始めることとする。

(6) 捕獲効率を高める捕獲手法等の研究

里山内の動物行動を把握することによる効率的な捕獲や動物の出没抑制対策に資する研究を実施する。

(7) 資源としての有効利用

イノシシは、昔から自然の恵みとして、盛んに食肉として有効活用されてきた動物なので、狩猟の文化や魅力を伝える伝統的な資源として、その個体群の安定的な維持を図る必要がある。今後は、市町村や民間事業者と連携してジビエ料理の普及やジビエ料理店の認定、処理加工施設の整備により、捕獲から加工、新たな商品化、そして流通システムまでいわゆる6次産業化を目指すことも重要である。

(8) 市街地出没への適正な対応策

近年、イノシシが住宅地など市街地へ出没し、人身被害や交通事故等の生活被害の増加が懸念されている。そこで、都市部におけるイノシシの出没の危険度の把握に努めるとともに、市町村等と連携して出没抑制策を検討し、市街地に出没した際の適切な対応方針や体制を整

備する。また、住宅地や市街地への出没時の具体的な情報共有のあり方や役割分担については、事前に警察等関係者機関と予め調整を行う。さらに、市街地に出没する近隣住民に対し、イノシシを誘引しないための生活様式や実際に遭遇した場合の注意喚起等の普及啓発を推進する。

(9) 錯誤捕獲への対応

捕獲実施者に対し、ツキノワグマやカモシカ等、錯誤捕獲のおそれがある場合には、出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導を行う。加えて、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導を行う。

(10) 感染症への対応

野生鳥獣に関する感染症について、可能な限り情報収集及び発生予防対策等を行う。また、発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、事前に関係機関との連絡体制の整備に努める。

(11) 県民参加による生息・出没状況等の把握

イノシシの生息状況や生息密度を把握する従来のモニタリング調査に加えて、広く県民の協力を仰ぎ、イノシシの生息や農作物・生活被害状況をリアルタイムに把握する「野生鳥獣ウェブサイト」を活用して、適時適切な被害防止体制の構築、出没動向に応じた計画的な捕獲を強化する。

(12) 関係機関との連携強化

平成 18 年度に設置された鳥獣被害防止センター等の組織、市町村及び庁内関係機関等と連携し（図 3）、個体群管理に向けた各種施策を総合的に推進する。なお、総合的な対策は、本センターが定めている鳥獣被害防止対策基本方針との整合性を担保しつつ、推進していく。

ア 行政部局連携

本計画は、個体群の管理、被害防除、生息環境の管理で構成されているが、これらを総合的に展開するためには、行政部局の施策を十分に調整、連携して施策を推進する。

イ 市町村との連携

本計画に基づく具体的な施策を現場で実行する主体は、指定管理鳥獣捕獲等事業以外は市町村であることが多い。捕獲許可権限は、市町村に委譲されており、市町村は鳥獣被害防止特措法に基づいて、独自の被害防止計画を作成している。

したがって、特に各ユニットを単位として連携強化と情報共有を図り、これら市町村の計画と本計画と調整をとるとともに、より効果的な施策が推進するよう努める。

ウ 四国 4 県等関係機関との連携

イノシシ個体群は、ほぼ四国全域に分布が広がっている。特に、捕獲頭数が多い吉野川北岸地域と隣接する香川県とは、分布域が連続していると考えられるので、各種協議会を通じて生息状況や捕獲状況などの情報共有を図り連携強化に努める。

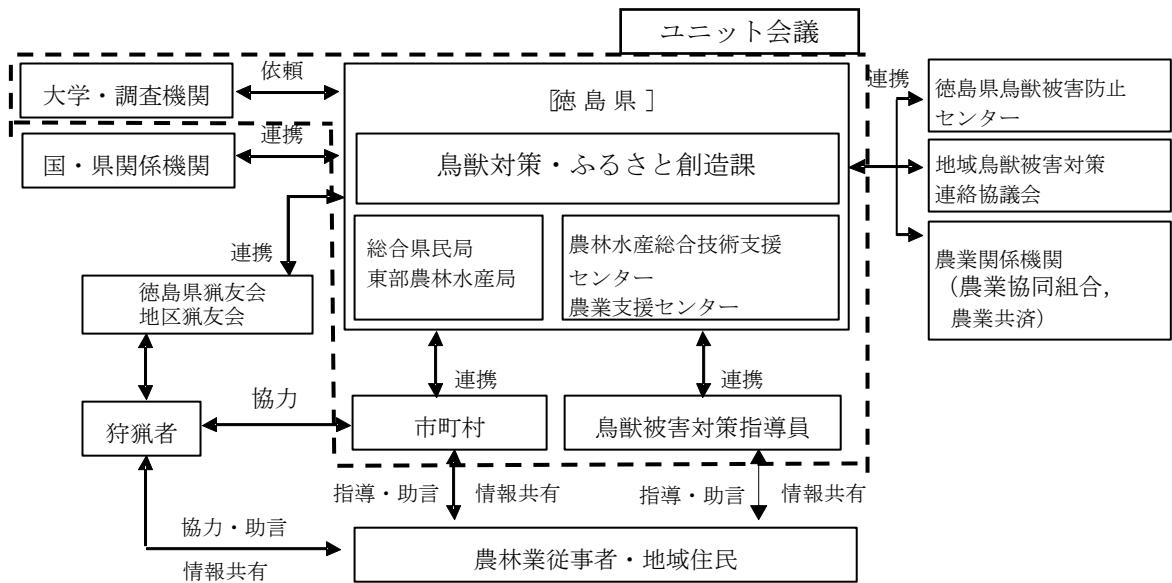


図3 計画推進体制

【附属資料】

(1) 徳島県イノシシ管理対策の経緯

| 年度 | 内容 | 計画期間の捕獲目標 | 捕獲実績 |
|-----|--|--|---|
| H17 | <p>◆第1期徳島県イノシシ保護管理計画策定</p> <p>(目標達成のための施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長(「11/15から2/15」までを「11/15から3/15」までに延長) ・有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲檻による効果的な捕獲の実施 | 2年間 14,000頭 (年間7,000頭) | 4,156 (H17) 4,206 (H18) |
| H19 | <p>◆第2期徳島県イノシシ保護管理計画策定</p> <p>(目標達成のための施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長(「11/15から2/15」までを「11/15から3/15」までに延長) ・有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲檻による効果的な捕獲の実施 | 5年間 33,000頭 (年間6,600頭) | 4,188 (H19) 4,304 (H20) 3,982 (H21) 6,944 (H22) 6,009 (H23) |
| H24 | <p>◆第3期徳島県イノシシ適正管理計画策定</p> <p>(目標達成のための施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長(「11/15から2/15」までを「11/15から3/15」までに延長) ・有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲檻による効果的な捕獲の実施 ・12cmを越えるくくりわなによる狩猟解禁 | 5年間 33,000頭 (年間6,600頭) | 5,675 (H24) 6,781 (H25) 8,240 (H26) 8,794 (H27) |
| H28 | 指定管理鳥獣捕獲等事業実施開始 | | 6,379 (H28) |
| H29 | <p>◆第4期徳島県イノシシ適正管理計画策定</p> <p>(目標達成のための施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長(「11/15から2/15」までを「11/15から3/31」までに延長) ・有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲檻による効果的な捕獲の実施 ・12cmを越えるくくりわなによる狩猟解禁 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 ・生息・出没状況の把握 | 6,600 (H29) 6,600 (H30) 7,100 (R1) 8,500 (R2) 5,300 (R3) | 7,488 (H29) 7,451 (H30) 8,163 (R1) 7,427 (R2) |

(2) 現状

ア 分布及び生息状況

① 分布状況

環境省が実施した自然環境保全基礎調査の結果から、本県では、令和2年におけるイノシシの生息区画率は昭和53年と比較して35.8%増、平成15年と比較して11.3%増となり、ほぼ県下全域の98.5%で生息が確認されている(表1)。

また、分布域は、昭和 53 年では吉野川以西の山間部が中心であったものの、その後県全域に拡大しており、令和 2 年時点で吉野川北岸を含め、河口域に広がる徳島平野にも広布分布しており、ほぼ県下全域に拡大している（図 1）

表 1 イノシシ生息区画率の増減

| 区分 | 生息区画率 | | |
|-----|-------------------|------------------|------|
| | 昭和 53 年 (1978) | 令和 2 年 (2020) | 増減 |
| 徳島県 | 62.7 | 98.5 | 35.8 |

(注) 徳島県の区画数は 204 (5km メッシュ)

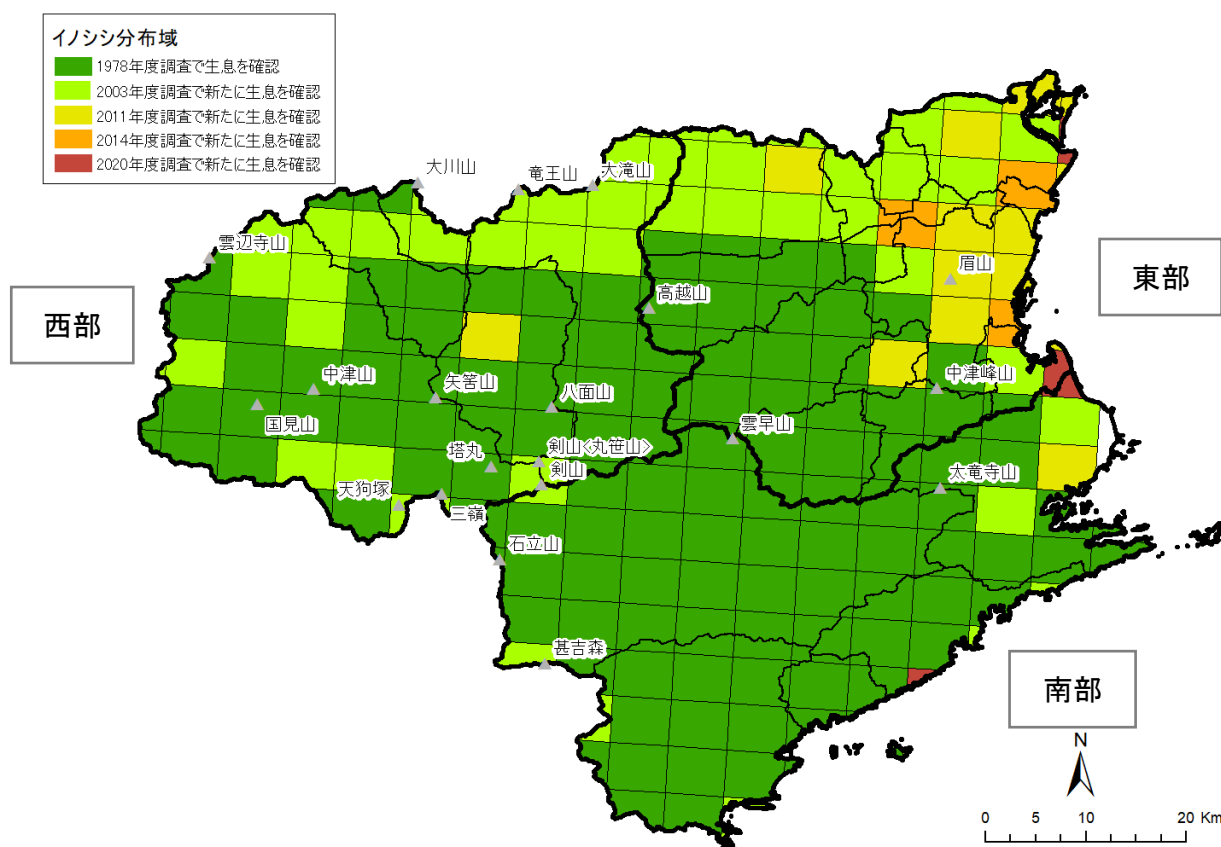


図 1 徳島県におけるイノシシの分布状況

「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について」（環境省）
<https://www.env.go.jp/press/109239.html> を加工して作成

② 生息状況

狩猟者の一日の平均目撃効率（SPUE）は、平成 20 年から平成 26 年にかけて徐々に増加していたものの、平成 26 年をピークに減少し、近年は横ばいで推移している。SPUE をイノシシの生息密度の指標とすると、生息密度は最も高い年に比べると減少していると考えられる。

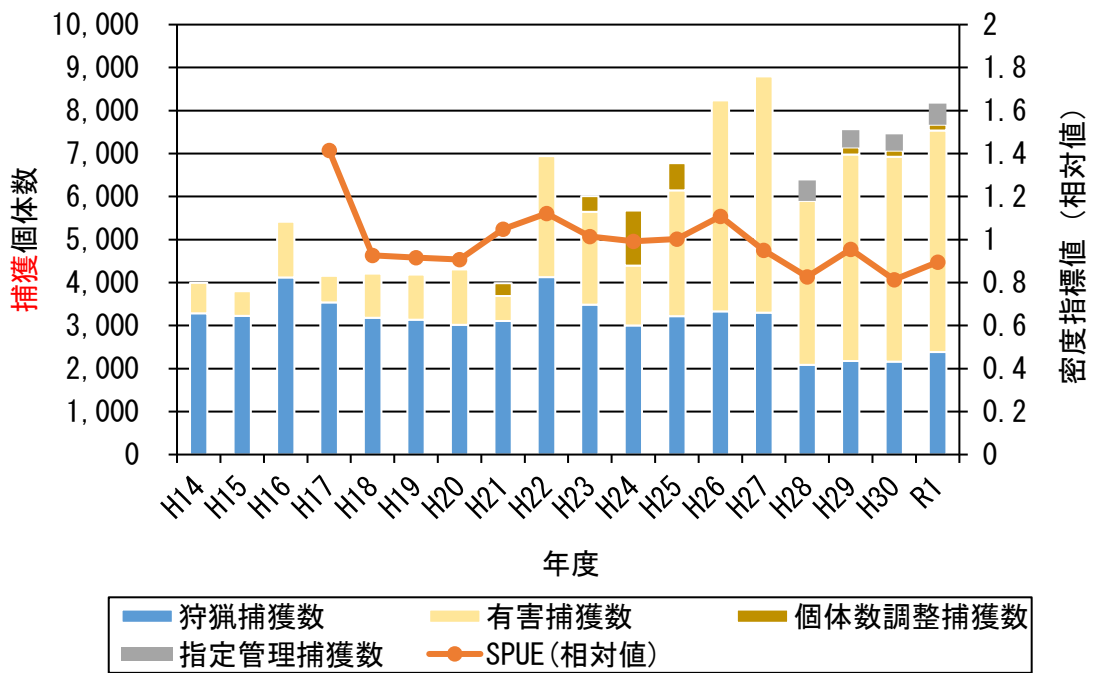


図2 イノシシの生息状況の経年変化

また、狩猟メッシュ単位でみると、狩猟者の一日の平均目撃効率（SPUE）は、2019年度時点では吉野川上流部で高い地域が多くみられるものの、2011年度調査で新たに分布が確認された地域でも高いメッシュが見られる。隣接メッシュでも値が大きく異なるメッシュ単位で濃淡がはっきりとしており、地域スケールよりも狭い範囲で生息状況が異なることを示している。

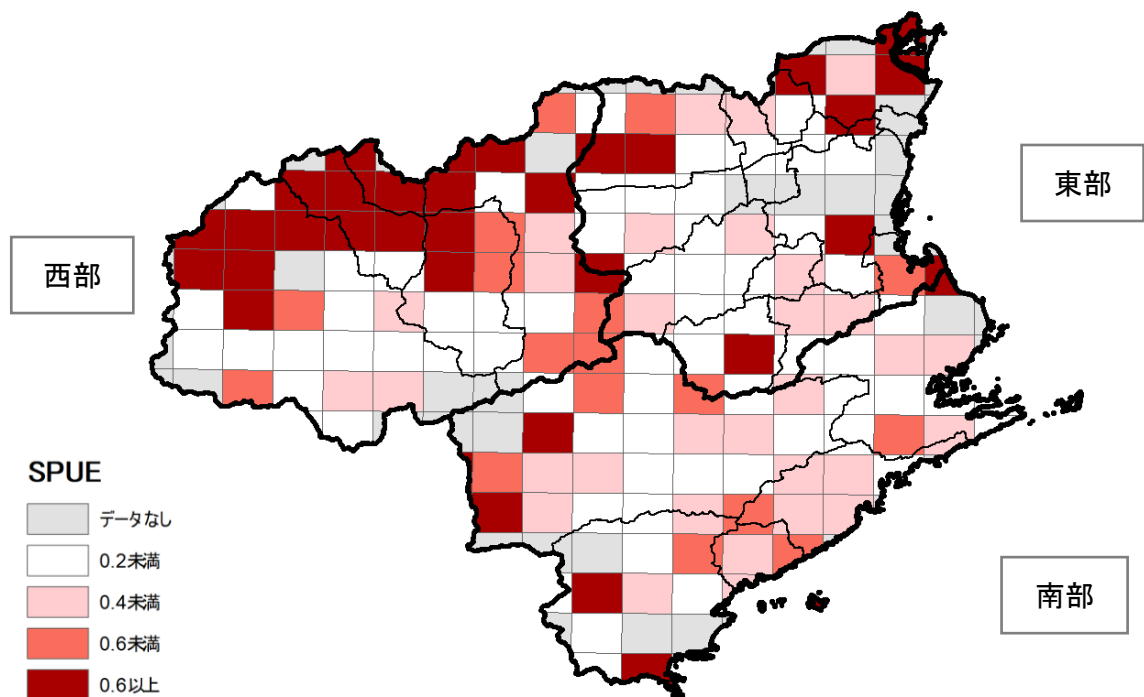


図3 イノシシの生息状況の地域による違い（令和元年度目撃効率（SPUE））

イ 被害状況

① 農作物被害状況

イノシシによる農作物被害は、平成 27 年度までは増加傾向にあったものの、その後減少し、令和 2 年度は 3,400 万円となった（表 2）。

近年の野生鳥獣による農作物被害のうち、被害額全体の約 40%はイノシシによる被害である。農作物別では、令和 2 年度は野菜、水稻の被害が多く、次いで、果樹の被害が多かった（図 4）。

また、農作物被害の発生地域では、令和 2 年度は、徳島農業支援センター管内の被害が多かった（図 5）。

表 2 野生鳥獣及びイノシシによる農作物被害額の状況

| 区分 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| イノシシによる被害額 | 2,665 | 4,189 | 3,645 | 4,159 | 4,046 | 4,453 | 5,173 | 3,665 | 3,821 | 4,011 | 3,804 | 3,411 |
| 農作物被害全体金額 | 9,578 | 15,591 | 12,873 | 13,188 | 11,911 | 11,345 | 12,266 | 11,260 | 11,148 | 10,321 | 9,445 | 9,102 |
| イノシシ被害の割合 | 27.8 | 26.9 | 28.3 | 31.5 | 34 | 39.3 | 42.2 | 32.5 | 34.3 | 38.9 | 40.3 | 37.5 |

（被害額：千円，被害の割合：％）

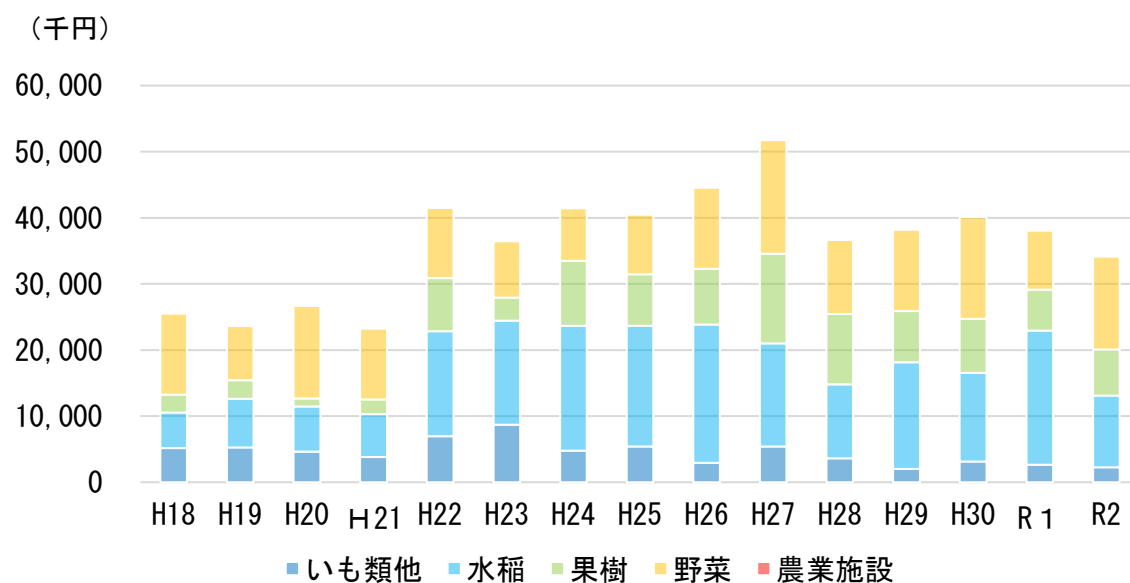


図 4 農作物別の被害金額の推移

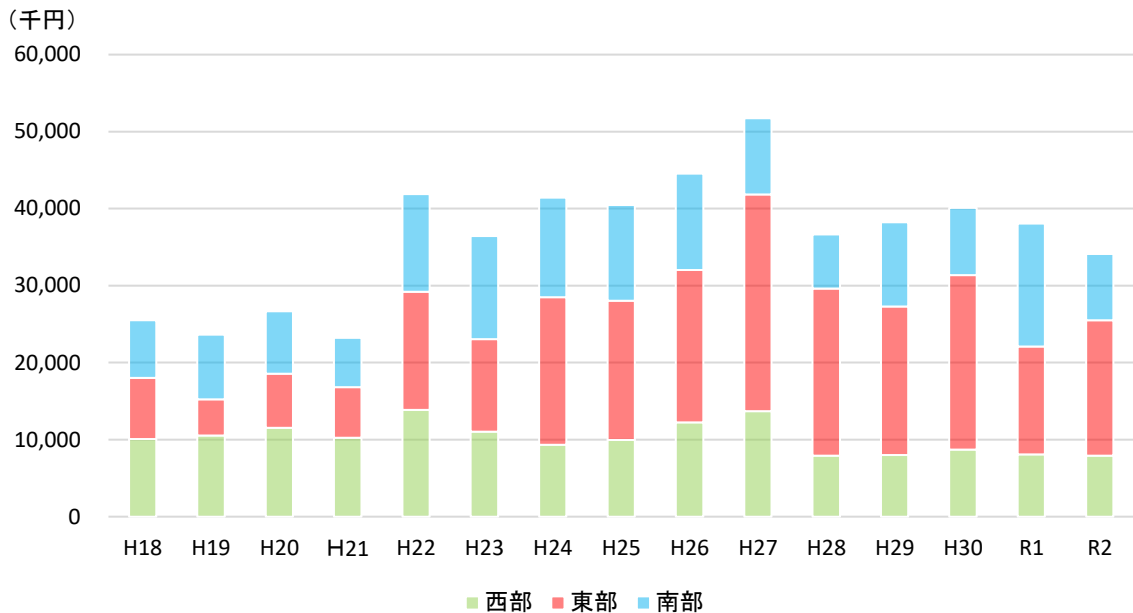


図5 イノシシによる農業被害金額の推移 (ユニット別)

② 生活環境・人身被害状況

イノシシによる人身被害は、平成29年度に3件、平成30年度に1件発生している。

ウ 対策状況

① 捕獲状況

徳島県における捕獲数は、平成12年頃までは年2,000頭程度で推移していたが、平成13年度以降は増加傾向を示し、狩猟期を延長した平成17年度以降は毎年4,000頭を超え、平成27年度は約8,000頭を超えている。その後、一時減少したものの、再び増加し、平成29年度から令和2年度の間は横ばいで推移している (図6)。

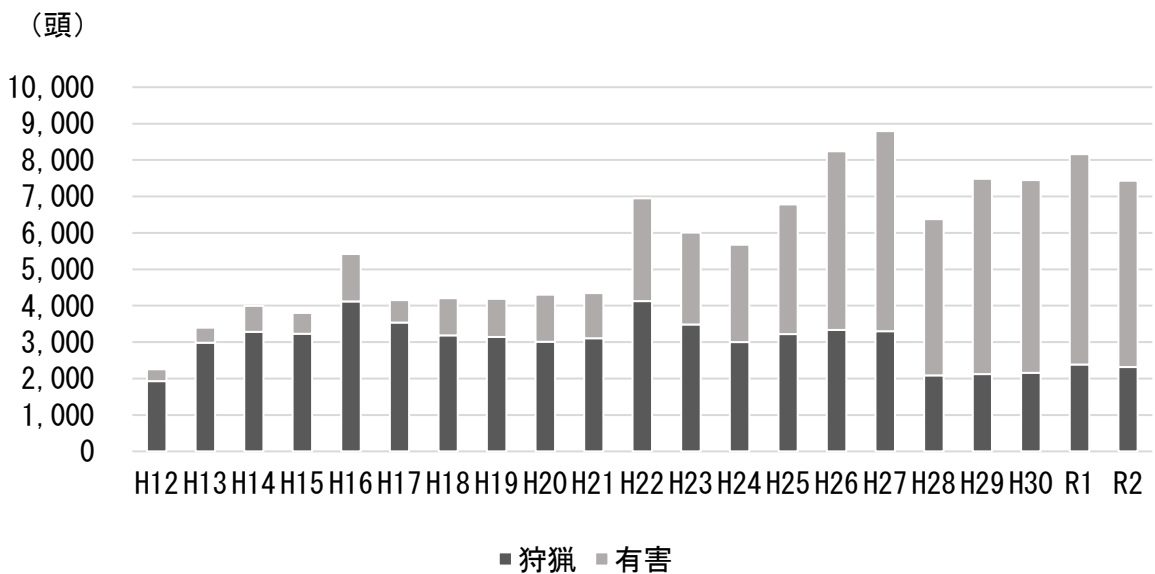


図6 イノシシ捕獲数の推移

捕獲は、一部の町を除くほぼ県下全域で行われており、許可捕獲（有害鳥獣捕獲）の割合が増えている。この許可捕獲（有害鳥獣捕獲）などを含む令和2年度捕獲数は、三好市が最も多く、次いで阿南市、美馬市、鳴門市となっており、特定の地域に限らず県内の広い範囲で増加傾向にある（表3）。

表3 令和2年度市町村別イノシシ捕獲数（上位10市町村）

| 区分 | 三好市 | 阿南市 | 美馬市 | 鳴門市 | 徳島市 | 海陽町 | 阿波市 | 吉野川市 | 美波町 | つるぎ町 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|
| 狩猟 | 264 | 337 | 305 | 232 | 101 | 85 | 143 | 151 | 34 | 343 |
| 許可 | 773 | 572 | 566 | 601 | 413 | 404 | 303 | 285 | 362 | 35 |
| 計 | 1,037 | 909 | 871 | 833 | 514 | 489 | 446 | 436 | 396 | 378 |

② 防除対策状況

徳島県では、イノシシなど野生鳥獣による農林水産物等への被害防止を総合的に推進するため、平成18年度に鳥獣被害防止センターを新たに設置し、地域鳥獣被害対策連絡協議会や関係市町村との連携を図りながら、全県的な鳥獣被害防止対策に関する基本方針の策定や被害防止対策に関する情報の収集・発信、普及・啓発に努めている。

この鳥獣被害防止センターは、鳥獣対策・ふるさと創造課が総合窓口となり、被害調査や各種情報の発受信や補助事業の事務を担っている（図7）。

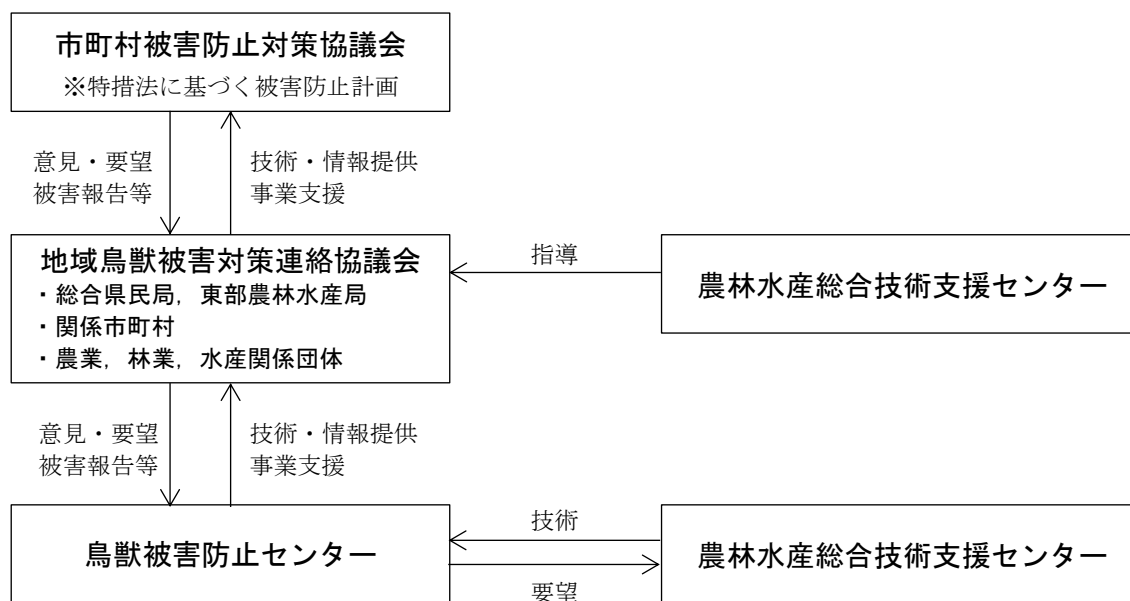


図7 鳥獣被害対策体系図

また、鳥獣被害防止特措法に基づき計画的に防除対策を実施する市町村被害防止対策協議会との連携を深め、被害軽減に向けた取組を積極的に支援している。

一方、イノシシやシカに対する被害防除施設は、これまで県単独事業や平成20年度以降の国補事業により導入されている。被害防除については、防護柵や電気柵を設置し、野生動物の侵入を防ぐことが効果的であることから、平成17年度以降、約1,550 kmに及ぶ施設が設置されている（表4）。

表 4 防護柵等の設置状況

| | 第 1 期計画 (H17～H18) | 第 2 期計画 (H19～H23) | 第 3 期計画 (H24～H27) | 第 4 期計画 (H28～R3)※ | 計 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------|
| 防護柵(km) | 18 | 316 | 687 | 203 | 1,224 |
| 電気柵(km) | 75 | 114 | 105 | 36 | 330 |
| 捕獲檻(基) | 77 | 326 | 487 | 293 | 1,183 |

※県単独事業（鳥獣被害対策事業）と H20 年度以降の国補事業（鳥獣被害防止総合対策事業）を含む。

なお、防護柵等の設置状況は、イノシシだけでなく鳥獣被害対策全般である。

※第 4 期計画については、令和 2 年度までの実績である

イノシシの捕獲数と農作物被害の金額の推移を図 8 に示した。それによると、平成 18 年以降、イノシシ捕獲数は年々増加しており、平成 29 年度をピークに、平成 29 年度から令和 2 年度の間は概ね横ばいで推移している。そうした捕獲努力の増大にもより、被害額は平成 27 年度をピークに減少している。しかし、平成 28 年度以降、明確な減少を示しておらず更なる対策の強化が必要である。

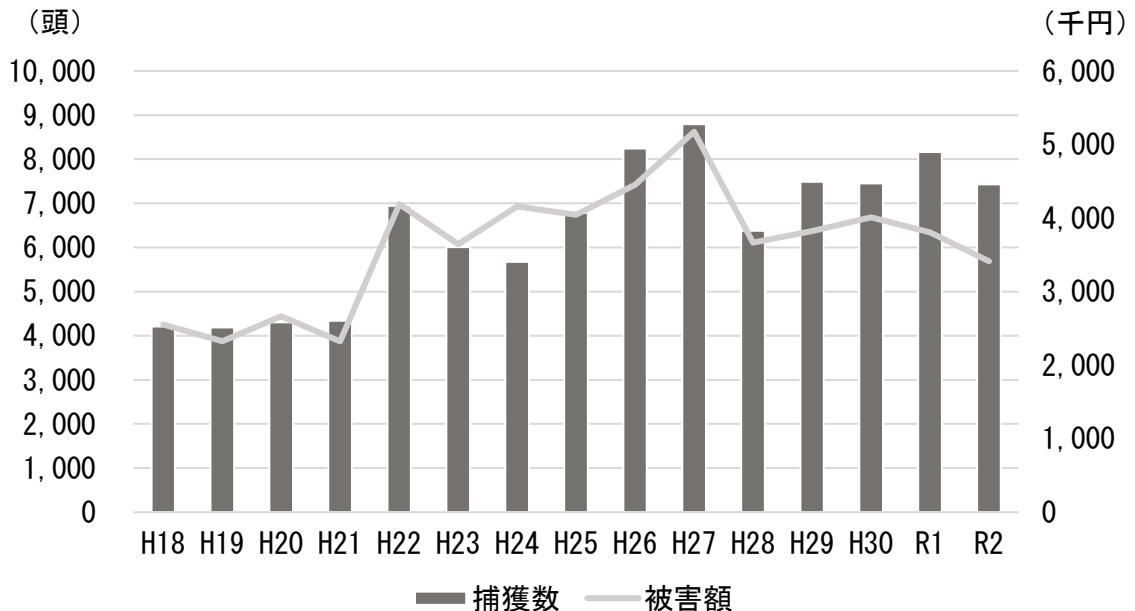


図 8 捕獲数と農作物被害金額との推移

エ 狩猟者の現状

① 狩猟者登録数の推移

狩猟者登録数は、昭和 53 年度の 6,577 人をピークに減少傾向にある。

令和 2 年度の登録者数は 2,280 人とピーク時の約 1/3 にまで減少しており、特に、第一種銃猟者の減少が著しい。

一方で、農業従事者自らが農作物被害に対応するため、わな猟免許所持者の増加を背景に、網・わな猟の登録者は増加傾向にある（図 9）。

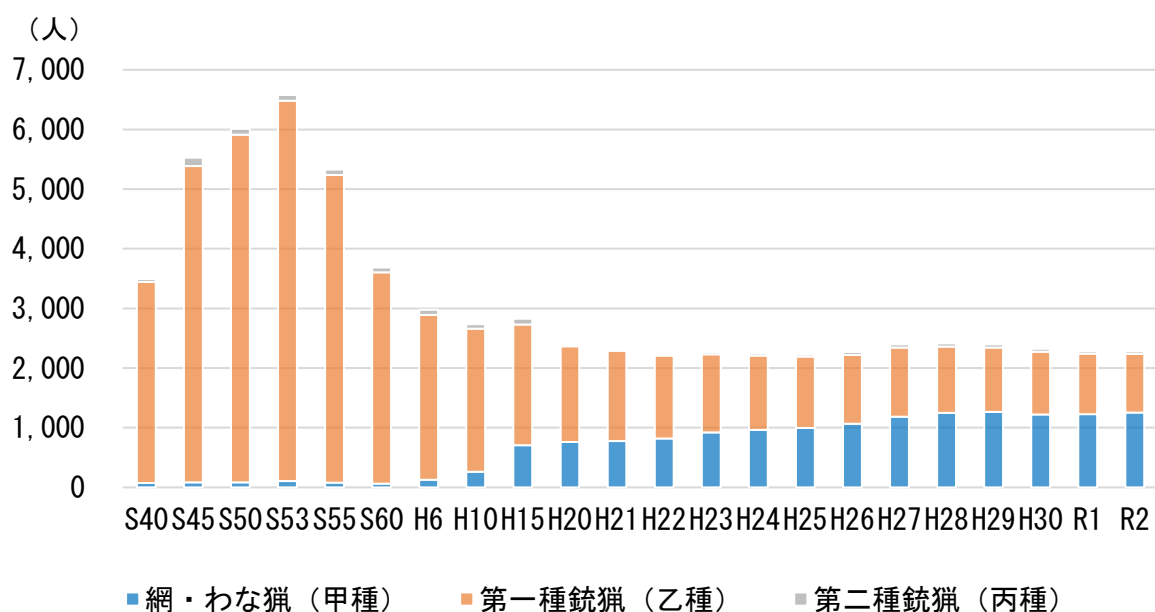


図 9 狩猟者登録数の推移

② 年齢別狩猟免許交付状況と狩猟登録者状況

年齢別の狩猟免許交付状況は、平成 11 年度には 60 歳以上の狩猟者が約 4 割だったのに対し、令和 2 年度には約 6 割を超えており高齢化が深刻である。一方、近年 30 歳代以下の新規狩猟免許取得者が一定数いることから、30 歳代及び 30 歳未満の狩猟免許所持者は増加傾向にある（表 5、6）。しかし、令和 2 年度の狩猟登録者数の年齢構成をみると、30 歳代以下の割合は狩猟免許交付数の割合より低く、狩猟免許所持者であっても狩猟登録をしない人が多いことがわかる（表 7）。

イノシシの個体数の削減に向けては、野生鳥獣の管理を担う狩猟者の育成・確保が求められている。

表 5 狩猟免許交付数の年齢構成の推移

| 年度 | 計 | 60 歳以上 | 50 歳代 | 40 歳代 | 30 歳代 | 30 歳未満 |
|-----|-------|---------------|---------------|-------------|------------|------------|
| H11 | 2,991 | 1,225 (41.0%) | 1,016 (34.0%) | 596 (19.9%) | 126 (4.2%) | 28 (0.9%) |
| H21 | 2,667 | 1,772 (66.4%) | 615 (23.1%) | 177 (6.6%) | 84 (3.1%) | 19 (0.7%) |
| H27 | 2,878 | 1,996 (69.4%) | 410 (14.2%) | 252 (8.8%) | 168 (5.8%) | 52 (1.8%) |
| H28 | 3,052 | 2,094 (68.6%) | 433 (14.2%) | 255 (8.4%) | 190 (6.2%) | 80 (2.6%) |
| H29 | 3,081 | 2,120 (68.8%) | 419 (13.6%) | 248 (8.0%) | 190 (6.2%) | 104 (3.4%) |
| H30 | 2,934 | 1,984 (67.6%) | 369 (12.6%) | 251 (8.6%) | 206 (7.0%) | 124 (4.2%) |
| R1 | 3,059 | 2,058 (67.3%) | 359 (11.7%) | 279 (9.1%) | 216 (7.1%) | 147 (4.8%) |
| R2 | 3,143 | 2,084 (66.3%) | 363 (11.5%) | 312 (9.9%) | 236 (7.5%) | 148 (4.7%) |

※括弧内は各年度の総計に対する割合を示す

表 6 新規狩猟免許取得者数と年齢構成の推移

| 年度 | 新規取得者 | 狩猟免許種区分 | | | | 年齢別構成 | | |
|-----|-------|---------|-----|-----|--------------|-------------|------------|-------------|
| | | 網 | わな | 第一種 | 第二種 (空気銃) | 60歳以上 | 40～59歳 | 39歳～ |
| H11 | 101 | | 63 | 34 | 4 | 統計データなし | | |
| H21 | 74 | | 50 | 23 | 1 | 統計データなし | | |
| H27 | 289 | | 216 | 71 | 2 | 121 (41.9%) | 91 (31.5%) | 77 (26.6%) |
| H28 | 288 | 4 | 224 | 55 | 5 | 120 (41.7%) | 85 (29.5%) | 83 (28.8%) |
| H29 | 218 | 1 | 139 | 67 | 11 | 65 (29.8%) | 70 (32.1%) | 83 (38.1%) |
| H30 | 195 | | 143 | 49 | 3 | 59 (30.3%) | 57 (29.2%) | 79 (40.5%) |
| R1 | 227 | 1 | 167 | 54 | 5 | 67 (29.5%) | 58 (25.6%) | 102 (44.9%) |
| R2 | 176 | 1 | 133 | 40 | 2 | 45 (25.6%) | 71 (40.3%) | 60 (34.1%) |

表 7 令和 2 年度の狩猟登録者数と年齢構成

| 年度 | 計 | 60歳以上 | 50歳代 | 40歳代 | 30歳代 | 30歳未満 |
|----|-------|---------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| R2 | 2,176 | 1,650 (75.8%) | 217 (10.0%) | 182 (8.4%) | 93 (4.3%) | 34 (1.6%) |

※県内に住所を有する者のみ

※括弧内は各年度の総計に対する割合を示す